

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第154号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

- 1 京都市こころの健康増進センターにおいて実施する障害者総合支援法第5条第26項に規定する地域活動支援センターとしての事業を廃止するとともに、新たに同センターにおいて障害者総合支援法第77条第1項第2号に規定する障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業を実施するため、規定を改めることとしました。
- 2 本条例において引用する障害者総合支援法第5条第17項の規定について、項の移動が行われるため、規定の整備を行うこととしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大 作

京都市条例第154号

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例

京都市こころの健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第5条第17項」を「第5条第16項」に、「相談支援事業」を「相談支援を行う事業」に改め、同条第4号中「第5条第26項に規定する地域活動支援センターとしての」を「第77条第1項第2号及び第3号に掲げる」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)